特定個人情報保護評価書（基礎項目評価書）

評価書番号	評価書名
54	令和6年度長野県・松本市価格高騰特別対策支援金支給事業の実施に関する事務　基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言	
松本市は、令和6年度長野県・松本市価格高騰特別対策支援金支給事務における特定個人情報ファイルの取扱いに当たり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生するリスクを回避するために、特定個人情報ファイルの適正な取扱いを確保し、特定個人情報の漏えいその他の事態を未然に防ぐため、事前分析を行い適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取組んでいるこ	
特記事項	なし

評価実施機関名
松本市長

公表日
令和7年2月28日

［令和6年10月　様式2］

Ⅰ　関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	令和6年度長野県・松本市価格高騰特別対策支援金支給事業の実施に関する事務
②事務の概要	エネルギー・食料品価格等の価格高騰を踏まえ、松本市物価高騰低所得世帯重点支援給付金（住民税非課税世帯への3万円給付）の対象とならない低所得世帯　（住民税所得割非課税世帯等）に対し、1世帯あたり3万円及び子ども1人あたり2万円の給付金支給を実施するための基礎となる情報の管理に関する事務 【概要】 本給付金に係る支給対象者の選定、および、申請者の支給要件の該当性を判定する事務を行う。 【事務処理】 令和6年12月13日において、本市の住民基本台帳に記録されている者のうち、令和6年度分の市町村民税所得割が非課税である者又は所得割が免除された者若しくは均等割が免除された者のみで構成された世帯のうち、「松本市物価高騰低所得世帯重点支援給付金」の対象となる世帯を除いた世帯に対し、支援金を支給する
③システムの名称	住民税非課税世帯等臨時特別給付金支給システム、団体内統合宛名システム（番号連携サーバー）、中間サーバー

2. 特定個人情報ファイル名
令和6年度長野県・松本市価格高騰特別対策支援金ファイル

3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	・番号法第9条第1項、別表第100項 ・番号法別表の主務省令で定める事務を定める命令第73条 ・「公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律」（令和3年法律第38号）第10条（「特定公的給付」に指定）

4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携		
①実施の有無	[　　実施する　　]	＜選択肢＞ 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	○情報照会 ・番号法第19条第8号（特定個人情報の提供の制限） ・番号法別表 第135の項 ・番号法別表の主務省令で定める事務を定める命令第74条 ○情報提供 なし	

5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	健康福祉部　福祉政策課
②所属長の役職名	福祉政策課長

6. 他の評価実施機関

7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	健康福祉部　福祉政策課 〒390-8620　松本市大字[illegible]

請求先	〒390-8620　松本市丸の内3番7号 電話　0263-34-3227

8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ

連絡先	健康福祉部　福祉政策課 〒390-8620　松本市丸の内3番7号 電話　0263-34-3227

9. 規則第9条第2項の適用　　[　　]適用した

適用した理由	

Ⅱ　しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人か		[　1万人以上10万人未満　] ＜選択肢＞ 1) 1,000人未満（任意実施） 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
	いつ時点の計数か	令和6年12月13日 時点
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か		[　500人未満　] ＜選択肢＞ 1) 500人以上　2) 500人未満
	いつ時点の計数か	令和6年12月13日 時点
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか		[　発生なし　] ＜選択肢＞ 1) 発生あり　2) 発生なし

Ⅲ　しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

Ⅳ リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
	[　　基礎項目評価書　　]	＜選択肢＞ 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書
2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。		
2. 特定個人情報の入手（情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。）		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[　　十分である　　]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要のない情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[　　十分である　　]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者（元職員、アクセス権限のない職員等）によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[　　十分である　　]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託		[　　]委託しない
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[　　十分である　　]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転（委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。）		[　　]提供・移転しない
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[　　十分である　　]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続	[　　]接続しない（入手）	[　　]接続しない（提供）
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[　　十分である　　]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[　　十分である　　]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[　　十分である　　]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

8. 人手を介在させる作業		[　　]人手を介在させる作業はない
人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分か	[　　十分である　　]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	特定個人情報の入手から保管・廃棄までのプロセスで、人手が介在する局面ごとに人為的ミスが発生するリスクへの対策を講じている。 具体的には、個人情報保護委員会「特定個人情報を取り扱う際の注意ポイント」及び「特定個人情報の漏えい等の防止について－地方公共団体における単純な事務ミスを防止するための着眼点－」を参考に、研修及び対策を行っている。	

9. 監査	
実施の有無	［ ○ ］ 自己点検　　［　 ］ 内部監査　　［　 ］ 外部監査

10. 従業者に対する教育・啓発		
従業者に対する教育・啓発	［　　十分に行っている　　］	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない

11. 最も優先度が高いと考えられる対策	［　 ］全項目評価又は重点項目評価を実施する
最も優先度が高いと考えられる対策	［ 3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策 ］ ＜選択肢＞ 1) 目的外の入手が行われるリスクへの対策 2) 目的を超えた紐付け、事務に必要のない情報との紐付けが行われるリスクへの対策 3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策 4) 委託先における不正な使用等のリスクへの対策 5) 不正な提供・移転が行われるリスクへの対策(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) 6) 情報提供ネットワークシステムを通じて目的外の入手が行われるリスクへの対策 7) 情報提供ネットワークシステムを通じて不正な提供が行われるリスクへの対策 8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策 9) 従業者に対する教育・啓発
当該対策は十分か【再掲】	［　　十分である　　］ ＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	① ユーザ認証の管理を行っている。 ② アクセス権限の発効・失効の管理を行っている。 ③ アクセス権限の管理を行っている。

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明